

建築基準法第44条第1項第2号に関する許可基準

制定 平成11年11月11日
改正 平成19年1月30日
改正 平成27年8月27日
改正 令和3年4月26日
都市計画部長決定

建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第2号に関する許可にあたり、道路内に立地することが公益上の観点からみて合理的に必要と認められ、かつ、バス停留所の上家等で道路内であっても通行上支障がないものについては、審査の簡略化を図るため、許可基準を定め運用することとする。この許可基準に適合するものは、許可するものとして新宿区建築審査会に同意を求めるとする。

なお、この基準に該当しないものは、個別に審査し、新宿区建築審査会に付議し同意を求めるとする。

1 適用範囲

- 一 道路内に設けるバス停留所の上家
- 二 道路内に設けるタクシー乗り場の上家

2 許可基準

- 一 構造は、平屋建てで、不燃材料で造られているもの（必要最小限のスクリーンを除く。）とする。ただし、屋根に使用するポリカーボネートは不燃材料とみなす。
- 二 上家（壁及び椅子等を含む）を設置する位置は、原則として幅員3メートル以上の歩道とし、かつ、上家を設置した際に、一般宅地側の歩道境界線から有効幅員を2メートル以上確保すること。
- 三 壁等の設置については、これを有しないものとし、また、他の建築物に接続していないこと。ただし、次に掲げる要件に該当し、通行上支障のない場合はこの限りでない。
 - イ 車道と平行に車道側に壁等の囲いを設置する場合
 - ロ 車道と直角に壁等の囲いを設置する場合は、壁面の設置位置を、一般宅地側の歩道境界線から、3.5メートル以上離すこと。
 - ハ 歩道内の車道に沿って設けられる植栽帯等がある場合、壁等が歩道の通行部分へ突出しないこと。ただし、通行部分への突出について警察から支障がない等の意見が添えられており、通行上支障のない場合はこの限りでない。
- 四 屋根の大きさは、駅前広場、バスターミナル等に設ける場合を除き、原則として幅2メートル以下、長さ12メートル以下とすること。ただし、幅員4メートル以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の二分の一以下の範囲で設けることができる。
また、設置する位置は、一般宅地側の歩道境界線から1.5メートル以上離すこと。
- 五 駅前広場、バスターミナル等に設ける場合、屋根の水平投影面積を200㎡以内とすること。
- 六 路面からの上家の高さは、概ね3メートル程度とすること。
- 七 所轄の道路管理者、消防、警察から支障がない等の意見が添えられていること。

3 建築審査会議案の添付図書

- 一 建築物の概要書（建築主の住所・氏名、申請の要旨、適用条文、敷地の地名地番、地域地区、建築物の用途、高さ、構造）
- 二 案内図（方位、道路名、バス路線、建築物の位置）
- 三 現況写真
- 四 配置図兼平面図（縮尺、方位、歩車道の位置・幅員、建築物の位置と周辺歩道の状況）
- 五 立面図及び断面図（縮尺、高さ、幅・長さ、材質表示）
- 六 その他許可基準への整合がわかる資料
※複数の申請がある場合で同一の形態の場合は、五を省略することができる。

4 施行日

この基準は、令和3年4月26日から施行する。